

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者及び事業所の概要

(1) 事業者名

事業者名	新宿区角筈高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）
事業所所在地	東京都新宿区西新宿4丁目8番35号 西新宿シニア活動館3階
介護保険指定番号	1300400106
サービス提供地域	新宿区角筈特別出張所管轄

(2) 事業所の職員体制

	業務内容	人員	計
管理者	・事務統括	1名	7名
事務	・事務作業	1名	
担当職員	・介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。） ・介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防ケアプラン」といいます。）の作成	5名	

(3) 事業所の開設曜日・開設時間

開設曜日・開設時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分
休日	日曜日及び12月29日～1月3日

2 介護予防支援等の一部委託（委託する場合）

介護予防支援等の一部を新宿区地域包括支援センター等運営協議会で承認された次に掲げる指定居宅介護支援事業者に委託します。

事業者名	
事業所連絡先	

3 利用料金

(1) 利用料（介護予防ケアプラン作成）

ア 要支援認定者は、介護保険法第58条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおりです。

■介護予防支援にかかる1か月あたりの費用（1単位：11.40円）

項目	単位数	金額
介護予防支援	442単位	5,038円
介護予防支援初回加算	300単位	3,420円
委託連携加算	300単位	3,420円

イ 介護予防・生活支援サービス事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定に基づき次のとおりです。

■介護予防ケアマネジメントにかかる1か月あたりの費用（1単位：11.40円）

項目	単位数	金額
介護予防ケアマネジメントA	442単位	5,038円
介護予防ケアマネジメントA 初回加算	300単位	3,420円

介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	300単位	3,420円
介護予防ケアマネジメントB	332単位	3,784円
介護予防ケアマネジメントB 初回加算	260単位	2,964円

なお、法定代理受領により当該高齢者総合相談センターに介護予防支援費として介護保険から全額給付される場合又は介護予防ケアマネジメント費として介護予防・生活支援サービス事業費が全額給付される場合は自己負担はありません。

また、上記の単位数及び金額は説明日現在のものです。介護保険法等の改正により変更となる場合はこれに則ります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

(3) その他

利用者の保険料の滞納等により、保険給付金（介護予防支援費）が直接事業者を支払われない場合があります。その場合、月ごとの清算とし、前月分の介護予防支援費を全額お支払いいただきます。当事業者より、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。後日、新宿区の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

4 サービスの提供方法及び内容

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護予防ケアプランを作成し、支援します。

- (1) 介護予防ケアプラン作成についての利用申し込み、契約締結
- (2) 居宅を訪問し、利用者及び家族と面接、解決すべき課題の把握
- (3) 介護予防ケアプラン作成及び交付
- (4) 介護予防サービス事業者等によるサービス提供
- (5) 介護予防ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）
- (6) 介護予防ケアプランにおいて設定した目標についての評価

5 サービスの選択

利用者や家族は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができるとともに、ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

6 医療機関との連携

利用者が医療サービスの利用を希望する場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

利用者や家族は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えてください。

7 ハラスメント対策の強化

ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を終了することもあります。

8 虐待の防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を配置し、職員に対する研修及び委員会の開催、指針整備等に取り組みます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報します。

9 感染症の予防及びまん延防止

感染症の予防及びまん延を予防するため、職員に対する研修、訓練及び委員会の開催、指針の整備に取り組みます。

10 業務継続計画

感染症拡大や非常災害発生時の早期業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

11 相談苦情窓口

当事業者の介護予防支援等に関するご相談・苦情は下記でいつでも承ります。

新宿区角筈高齢者総合相談センター	電話 03-5309-2136
新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係	電話 03-5273-4568
新宿区福祉部介護保険課給付係	電話 03-5273-4176
東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課	電話 03-6238-0177

12 重要事項説明に関する確認欄

【事業者】

介護予防支援等の開始にあたり、 年 月 日に利用者及び利用者代理人（家族代表）に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 新宿区西新宿4丁目8番35号 西新宿シニア活動館3階
名 称 新宿区角筈高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）
説明者 _____

【利用者・利用者代理人（家族代表）】

契約書及び本書面により、 年 月 日に事業者から介護予防支援等について重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞（自署の場合不要）

〔利用者代理人（家族代表）〕

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞（自署の場合不要）

利用者との関係 _____

【令和6年4月～】